

大学入学者選抜関連基礎資料集

第5分冊

(経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮関係)

目次

1. 障害等のある入学志願者への配慮の状況

・ 障害者施策の流れ	5
・ 「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方	6
・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	7
・ 大学入学共通テスト及び大学入試センター試験受験上の配慮決定者数（区分別）	10
・ 障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜）	12
・ 障害のある学生の在籍者数	13
・ 障害学生数の増加	15

2. 子供の貧困対策等と大学入試

・ 子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）	20
・ 子供の貧困対策に関する大綱（概要）	21
・ 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月閣議決定）（抄）	22
・ 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	23
・ 高等教育の修学支援新制度について	24
・ 高等教育の修学支援新制度 スケジュール	25
・ 高等教育の修学支援新制度 大学等の要件（機関要件）	26
・ 高等教育の修学支援新制度 対象機関	27
・ 大学・専門学校等への入学前に学生又は保護者が利用可能な支援制度	28

・ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）	29
・ 萩生田文部科学大臣の閣議後記者会見における冒頭発言（令和3年4月13日）	30
・ 日本語指導が必要な児童生徒の大学等進学率	31
・ 外国にルーツを持つ生徒の大学入学選抜区分の例（令和3年度入試）	32
・ 家計年収別、高校卒業後の進路	33
・ 年収階級別、高等教育への進学率	34
・ 出身地域による学力格差	36
・ 【参考】英国学生の基本的属性の推移（2013年度から2017年度）	38
・ 【参考】英国内下位20%の進学困難地域出身者が全大学進学者数に占める割合（2013年度から2017年度）	39

目次

3. 地域別・男女別大学進学率

・都道府県別大学進学率（男女別）	41
・都道府県別短期大学進学率（男女別）	42
・高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率 （都道府県別）	43
・18歳人口と大学進学率等の推移（男女別）	44
・女子枠が設置されている大学入学選抜区分の例 （令和3年度入試）	45

参 考

第1分冊 審議状況及び関連する会議関係

1. 大学入試のあり方に関する検討会議及び関連する会議

第2分冊 高大接続改革の経緯等関係

1. 高大接続改革の経緯
2. 英語民間試験活用の経緯
3. 記述式問題の経緯
4. 高校生のための学びの基礎診断

第3分冊 総合的な英語力の育成・評価関係

1. 国際共通語としての英語
2. 我が国のグローバル化・国際化

3. 中学・高校教育の現状等
4. 大学にとっての英語
5. 総合的な英語力の育成・評価に関する諸外国の取組

第4分冊 制度概要及びデータ集関係

1. 我が国の入試制度の概要
2. 総合的な英語力の育成・評価に関する諸外国の取組
3. 大学入試センター試験／大学入学共通テストの実施状況等
4. 個別選抜の実施状況等
5. 学事暦の多様化等に関する現状
6. その他大学関係制度

1. 障害等のある入学志願者への配慮の状況

障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名（賛同）
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」の取りまとめ
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）の公布
- 9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行（※施行後3年を目途に見直しの検討開始）
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の取りまとめ
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**
(観点例) 安全の確保 / 財産の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 損害発生防止 等
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの**一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不适当。**
- **あらゆる場面で発生しうる**という認識が不可欠。
(場面例) 入学前の相談・入試 / 授業(講義・実習・演習・実技・実験) / 研究室の選択 / 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加 等
- 関連して**障害を理由としたハラスメントが発生**することがある。
→ **防止するための取組の徹底も重要。**

合理的配慮

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が**必要かつ適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」(第一次まとめ)

障害者差別解消法は、**障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁(「社会的障壁」)**と**相對することによって生ずると**いう「社会モデル」の考え方を取り入れている。
→ この**社会的障壁を除去するために合理的配慮**が行われる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（私立学校など）

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（学校法人など）

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）②

- 障害者基本法（第4条）の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- 障害者に対する『不当な差別的取り扱い』や『合理的配慮の不提供』を差別と規定し、国・地方公共団体等（国公立大学）や事業者（私立大学）に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。
- 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定（事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待）
- 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項) ※2	所掌する分野について 策定義務(第11条1項) ※3
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針(※3)の対象

※1 各機関が対応指針を策定する際、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』
→ 平成27年12月9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』（高等教育局長通知）

障害者差別解消法により、国公立大学 ⇒ 障害者に対する合理的配慮の提供は法的義務
私立大学 ⇒ 努力義務

合理的配慮

基本的な考え方

- 事務・事業を行うに当たり、**個々の場面**において、
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、
- その実施に伴う**負担が過重でないときは**、
- 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**社会的障壁の除去の実施**について、必要かつ合理的な配慮を行うこと

※多様かつ個別性が高い

障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なる = 個々の障害者に対し、その状況に応じて**個別に実施**される

※代替措置の選択も検討

双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

※過重な負担

- ・ 個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
 - ①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況
- ・ 過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るように努めることが望ましい。

大学入学共通テスト及び大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数（区分別）

(単位：人)

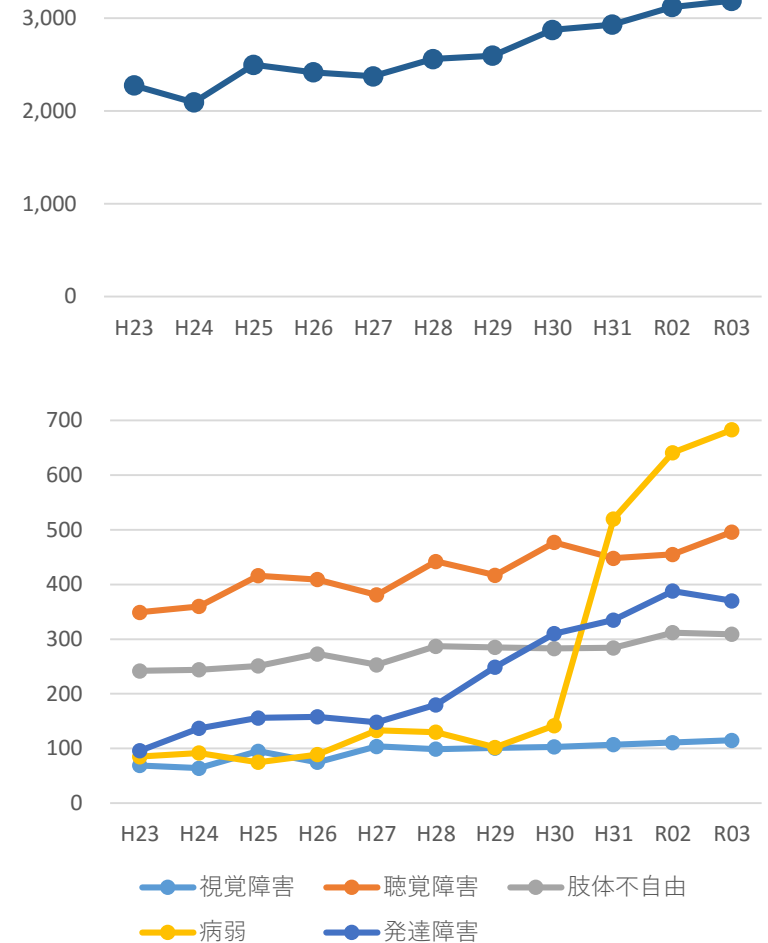
区分	令和3年度試験 決定者数	令和2年度試験 決定者数
視覚障害	115	111
聴覚障害	496	455
肢体不自由	309	312
病弱	683	641
発達障害	370	388
その他	1,214	1,212
合計	3,187	3,119

※合計人数は、実人数

【備考】

- 複数の区分に該当する者は、主たる区分に計上。
- 「令和2年度決定者数」は令和2年度大学入試センター試験の受験上の配慮決定者数を示す。

配慮決定者数の推移(H23-R03)



大学入学共通テスト及び大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数（配慮事項別）

- 志願者専用の電話やファックスを設け、年間を通しての個別相談にも対応し、受験者一人一人のニーズに応じて、きめ細かい配慮を実施
- 「人による問題文の読上げ」や「試験問題のタブレット端末での表示」を実施するに当たっては受験者、実施大学、センターの三者で事前の打合せを十分に行い、試験を実施

（単位：人）

区分	配慮内容	令和3年度試験 決定者数	令和2年度試験 決定者数	
視覚障害	点字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	8	8
		リスニング音止め方式	2	0
	文字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	39	34
		リスニング音止め方式	13	12
	文字解答（別室）		7	11
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	45	36
22ポイント		29	30	
その他（拡大鏡等の持参使用、座席指定等）		182	128	
聴覚障害	リスニングの免除	213	215	
	CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式等	214	182	
	手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達	67	51	
	注意事項等の文書による伝達	193	171	
	その他（補聴器又は人工内耳の装用、座席指定等）	677	630	
肢体不自由	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	23	28
		リスニング音止め方式	13	8
	チェック解答（別室）		27	26
	代筆解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	8	11
		リスニング音止め方式	4	0
	代筆解答（別室）		1	0
	別室の設定		23	41
	座席の指定		144	134
	その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）		1,046	1,006

区分	配慮内容	令和3年度試験 決定者数	令和2年度試験 決定者数	
病弱	別室の設定	266	189	
	座席の指定	387	386	
	その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）	525	517	
発達障害	マークシート解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	20	35
		リスニング音止め方式	7	5
	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	14	7
		リスニング音止め方式	5	8
	チェック解答（別室）		54	60
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	40	55
		22ポイント	10	15
その他（注意事項等の文書による伝達等）		187	190	
その他（注意事項等の文書による伝達等）		275	286	
その他	別室の設定	819	786	
	座席の指定	311	277	
	その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）	444	354	
合計		6,342	5,932	

※合計人数は、延べ人数

障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜）

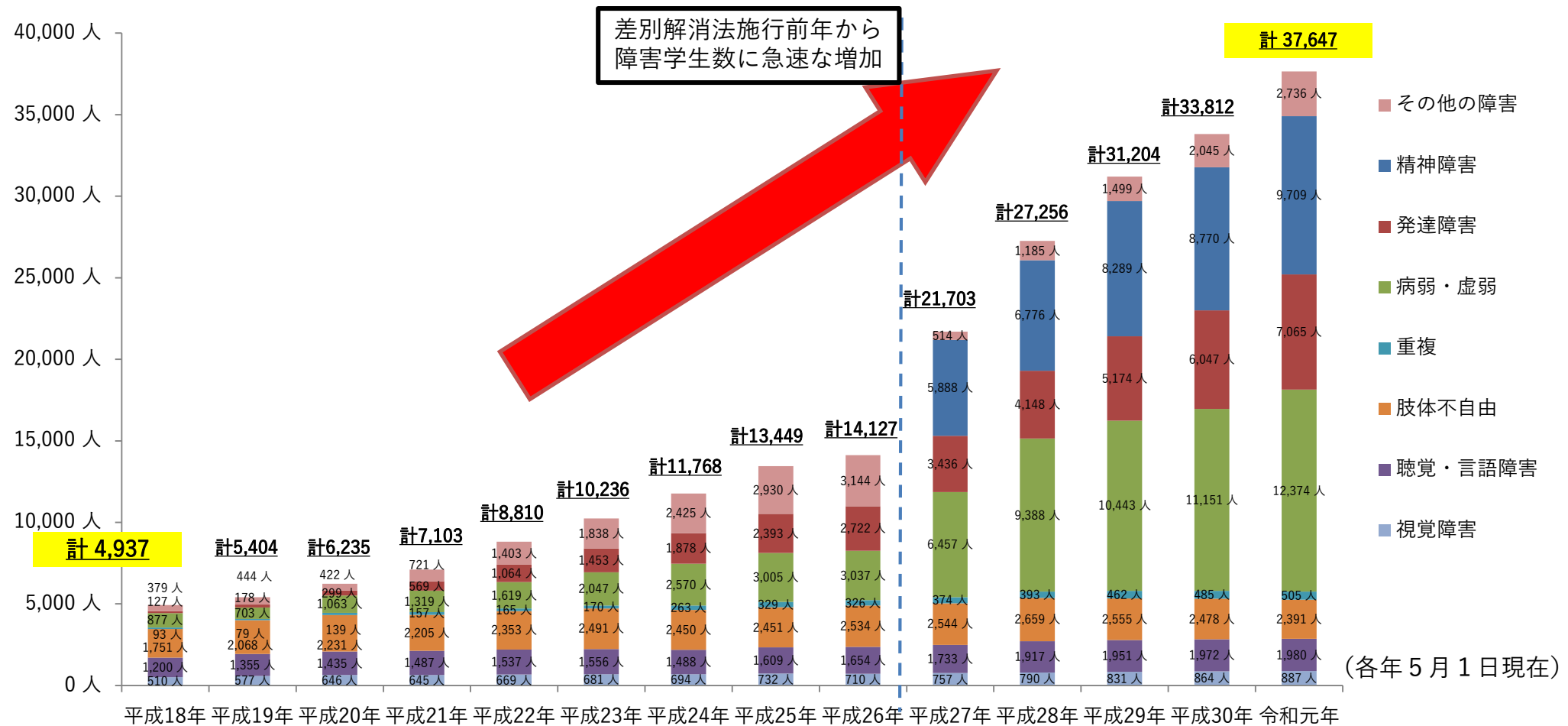
- 特別措置を実施した学校数は459校。
- 実施校数が多いのは「別室を設定」が最も多く（246校）、次いで「補聴器の持参使用」（198校）、「文書による伝達」（180校）、「試験時間の延長」（172校）と「トイレに近接する試験室に指定」（172校）。
- 障害種別では「視覚・言語障害」についての実施が最も多い（265校）。

措置事項	特別措置を実施した学校数	別室を設定	補聴器の持参使用	文書による伝達	試験時間の延長	トイレに近接する試験室に指定	車椅子等の持参使用	試験場への車での入構許可	拡大文字問題の準備	介助者の付与	試験室を一階に設定	拡大解答用紙の準備	特製机の使用	拡大鏡等の持参使用	松葉杖の持参使用	チェック解答	手話通訳者の付与	パソコン等の持参使用	窓側の明るい席の指定	点字問題を点字で解答	照明器具の準備	マークシートに替えて文字で回答	音声で出題し音声で解答	その他
	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)
実施校数	459	246	198	180	172	172	167	166	88	84	80	74	74	68	66	44	32	24	18	17	14	12	0	317
視覚障害	108	59	0	4	67	3	1	8	69	10	2	44	13	56	1	17	0	7	8	17	10	9	0	47
聴覚・言語障害	265	41	198	157	14	5	3	14	0	6	4	0	0	1	0	0	32	3	2	0	0	0	0	179
肢体不自由	217	91	1	1	67	90	144	110	14	58	62	21	59	1	60	23	0	11	1	0	5	1	0	114
病弱・虚弱	160	88	2	1	22	61	20	43	3	8	20	4	9	3	6	5	0	2	2	0	0	0	0	114
重複	35	17	2	4	14	12	17	21	4	13	7	4	9	5	3	4	2	5	1	1	0	1	0	25
発達障害 (診断書有)	149	111	0	54	65	15	1	11	13	5	3	12	0	4	1	14	0	0	4	0	0	2	0	70
精神障害	146	87	1	8	10	52	2	12	0	3	7	2	1	1	0	2	0	2	1	0	0	0	0	94
その他の障害	143	55	0	1	6	69	5	22	2	3	5	3	3	2	1	2	0	2	0	0	1	0	0	110

※ 特別措置した校数は、大学（大学院、大学院大学及び専攻科を含む）、短期大学（大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科含む）、高等専門学校（専攻科を含む）

（平成30年度（2018年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（日本学生支援機構）より作成）

障害のある学生の在籍者数①



※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。(平成24年度から「その他」の内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

障害のある学生の在籍者数②

(出典：平成29～令和元年度障害のある学生の修学支援実態調査（日本学生支援機構）)

学校種別	学生数			障害学生数			障害学生在籍率(※1)		
	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年
全体	3,198,451	3,212,010	3,214,814	31,204	33,812	37,647	0.98 %	1.05 %	1.17 %
大学	2,999,971	3,020,539	3,027,581	28,430	30,190	33,683	0.95 %	1.00 %	1.11 %
短期大学	141,759	134,785	130,213	1,434	1,920	1,845	1.01 %	1.42 %	1.42 %
高等専門学校	56,721	56,686	57,020	1,340	1,702	2,119	2.36 %	3.00 %	3.72 %
学校種別	支援障害学生数(※2)			支援障害学生在籍率			障害学生支援率(※3)		
	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年
全体	15,573	17,091	18,702	0.49 %	0.53 %	0.58 %	49.9 %	50.5 %	49.7 %
大学	14,346	15,366	16,877	0.48 %	0.51 %	0.56 %	50.5 %	50.9 %	50.1 %
短期大学	508	750	809	0.36 %	0.56 %	0.62 %	35.4 %	39.1 %	43.8 %
高等専門学校	719	975	1,016	1.27 %	1.72 %	1.78 %	53.7 %	57.3 %	47.9 %

(各年5月1日現在)

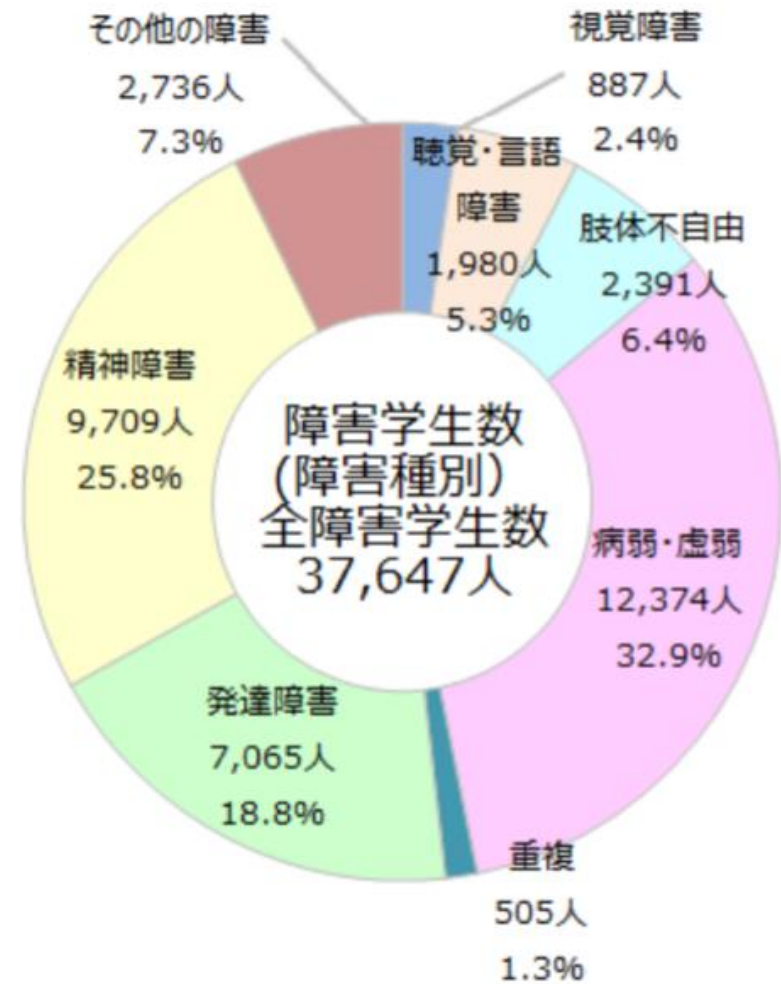
- 障害学生数は37,647人で、全学生の1.17% (※)にあたる
- 37,647人のうち、大学の支援を受けている学生は18,702名で、全体の0.58%
- 障害のある学生のうち、支援を受けている学生は49.7%

(※) 米国・英国での同種の調査では10%を超える

高発生障害

日本の障害学生支援統計も、量的には、精神障害、病弱（内部障害）、発達障害（ASD、ADHD、SLD）のある学生数が多数派に

これらの障害は米国や英国では「高発生障害（HIGH-INCIDENCE DISABILITIES）」と呼ばれており、日本でも高発生といえる状況に



SOURCE: JASSO(2019)

国際比較の観点から(1)

日本の障害学生数3.8万人は極端に少ない...今後日本でもインクルーシブ教育が進めば、大幅に増加することが予想される

	障害学生比率	障害学生数	学生数	総人口
アメリカ	15.70%	340万人	2,200万人	3.28億人
イギリス	16.20%	31万人	240万人	0.67億人
日本	1.17%	3.8万人	320万人	1.26億人

SOURCE: 日本:JASSO(2919), アメリカ: U.S. DEPARTMENT OF EDUCATION, NATIONAL CENTER FOR EDUCATION STATISTICS. (2019). DIGEST OF EDUCATION STATISTICS, 2017 (2018-070), CHAPTER 3., イギリス: HOUSE OF COMMONS BRIEFING PAPER: SUPPORT FOR DISABLED STUDENTS IN HIGHER EDUCATION IN ENGLAND. NUMBER 8716, 2 MARCH 2020.

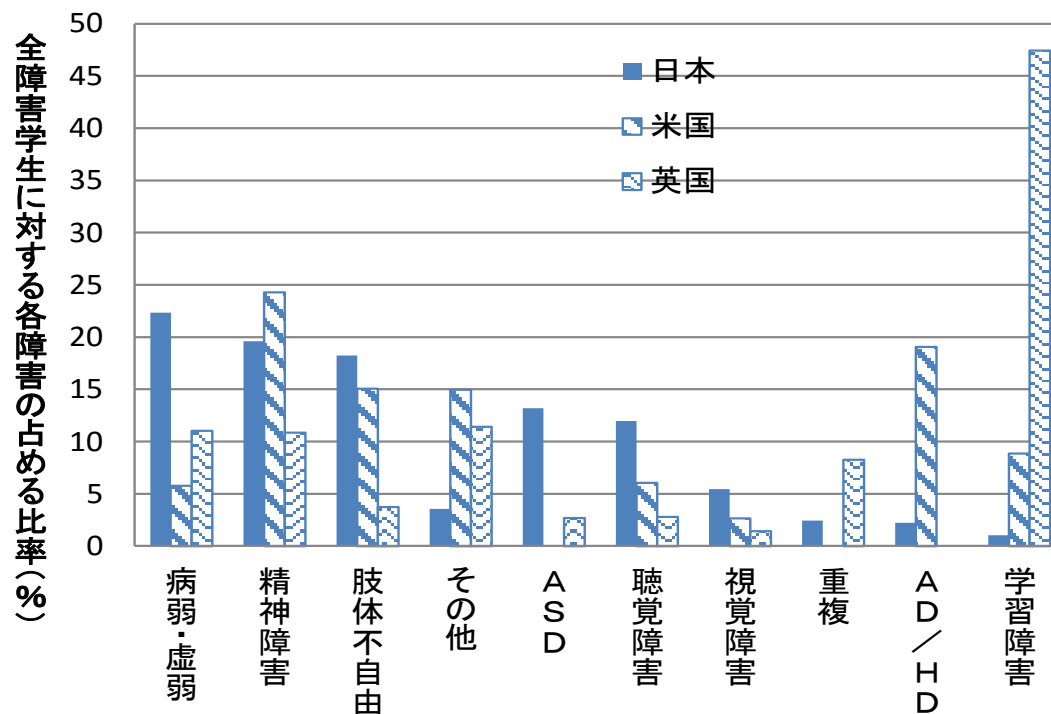
障害学生支援室への登録学生数（米国）

	大学名	設置者	SWD数	全学生数
1	ロチェスター工科大学	私立	700+2,000	15,000
2	ボストン大学	私立	450+	30,000
3	マサチューセッツ大学ボストン校	公立	1,000	16,000
4	カリフォルニア大学LA校	公立	2,000	40,000
5	ワシントン大学	公立	1,000	43,000
6	ハワイ大学マノア校	公立	1,400	20,000
7	モンタナ大学	公立	1,200	10,000
8	サフォーク大学	私立	650	5,000

✓ 1～3（2012年）、4～6（2010～2011年）、8（2015年）の発表者による独自視察において各大学の障害学生支援室職員へのインタビューから得られた回答。（私）は私立大。その他は公立大。

国際比較の観点から(2)

日本の障害種別ではSLD（学習障害）とADHDが極端に少ない...増加の如何は今後のインクルーシブ教育次第



高等教育段階での障害学生における障害種の日米英比較
 (JASSO 2014、GAO 2009、HESA 2014のデータの筆者によるまとめ)

2. 子供の貧困対策等と大学入試

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ① 現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び② 議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 **▶ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握**
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 **▶ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化**
- ③ 地方公共団体による取組の充実 **▶ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進**

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- **真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施**

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実
など

III 子供の貧困に関する指標

- **生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率**
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- **大学等進学に対する教育機会の提供**
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

< 子供の貧困に関する調査研究等 >

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

< 施策の推進体制等 >

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

第4 指標の改善に向けた重点施策

（4）大学等進学に対する教育機会の提供

（高等教育の修学支援）

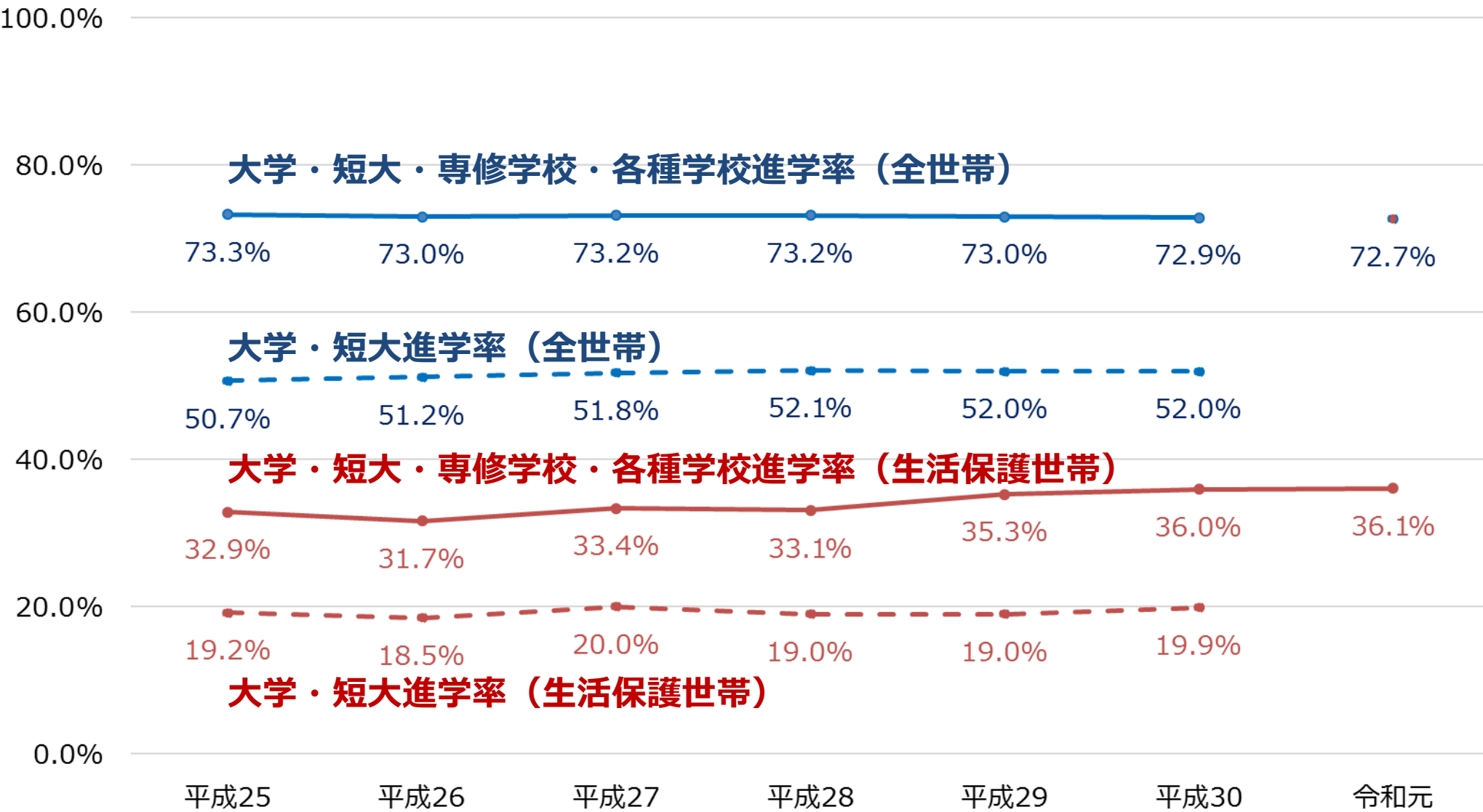
高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

生活保護世帯に属する子供の大学等進学率



高等教育の修学支援新制度について

(実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

- 【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 ((令和2年度の在學生(既入学者も含む) から対象))
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算額 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
 給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

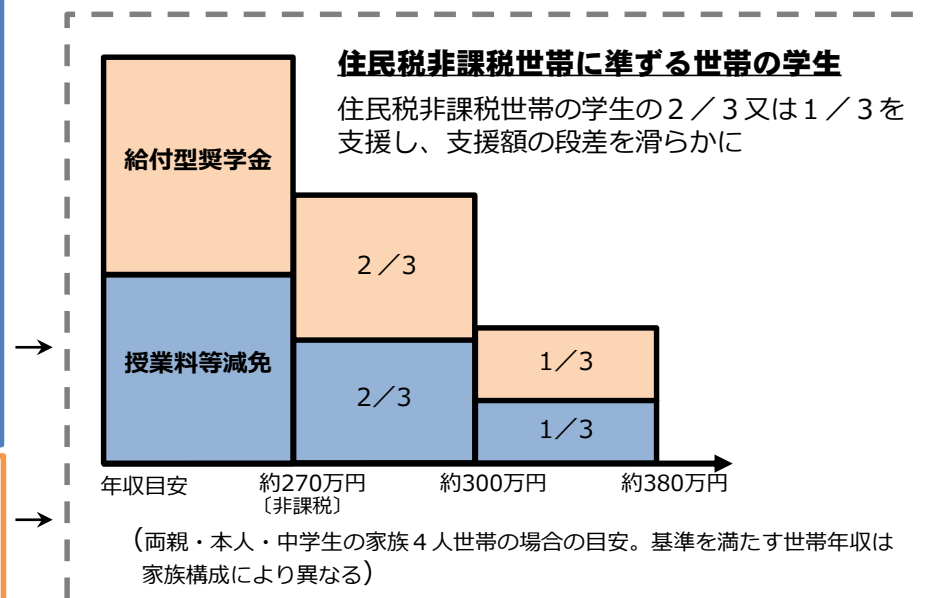
- 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

高等教育の修学支援新制度 スケジュール

		令和2年			令和3年								令和4年		
		9月～3月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
機関要件の確認		9/11 対象機関の公表				5/1～6/30 確認申請		審査	8月末 対象機関の公表						
						5/1～6/30 更新確認申請									
令和3年度分採用手続	予約採用	令和3年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象 10月下旬～ 候補者決定通知			4/1～5/23 進学届		採用決定		前年度の予約採用の申込をできなかった場合でも進学後に申込を行うことも可能。 (在学採用) 在学採用でも、入学金減免を含め、支援額は予約採用と同じ。						
	在学採用	9/1～11/30～12/19 申込受付(後期) 推薦期限 採用決定(後期)			4/1～6/30 ◎ 申込受付(前期) 学生→大学等→機構		～7/25 推薦期限 採用決定(前期)		9月上旬～ 申込受付(後期)						
令和4年度分採用手続	予約採用	令和4年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象			4月下旬～7月下旬 申込受付 生徒→高校等→機構			8月上旬 推薦期限		申込内容の確認・審査		10月下旬～ 候補者決定通知			

(注1) 上記は給付型奨学金の申込手続を示したものの。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。

(注2) 令和3年度の申込受付、推薦期限、申込内容の確認・審査、候補者決定通知、採用決定等の時期は予定である。

(注3) 機構は日本学生支援機構を指す

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報※を公表していること。

※ 教育活動に係る情報の例

* 自己点検・評価の結果、認証評価の結果（任意記載事項）

* 教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

* 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数等の状況に関すること 等

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

高等教育の修学支援新制度 対象機関

令和3年4月9日現在

学校種	学校数 (R3.4.9) A	確認校数 (R2.4.1) B	新規 確認校数 (R2年度)	Bのうち確認 取消し校数 (R2年度)	確認校数 (R3.4.9) C	(参考) 要件 確認割合 C/A
大学・短期大学	1,091	1,050	23	4	1,069	98.0%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,697	1,688	294	6	1,976	73.3%

(注1) 学校数には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(82校)、休校状態(95校)を含まない。

(注2) 令和3年4月9日現在における要件確認を受けた新設大学等(20校)についても、学校数(R3.4.9)、新規確認校数(R2年度)、確認校数(R3.4.9)に計上。

文部科学省 特設ホームページで、対象機関リストを公表しています。



大学・専門学校等への入学前に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和3年5月現在)

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）

貸付限度額	①教育支援費 ＜大学＞ 月額6万5千円以内 ＜短大等＞ 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後20年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年1.66%（固定金利）※2021年5月時点
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験前から申込み可。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間に選択した金額）が限度となる。※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.70%程度（固定金利） ※2020年9月1日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

入学時特別増額貸与奨学金（日本学生支援機構）

金額	10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択
時期	入学後、初回の無利子又は有利子奨学金とともに振り込まれる
対象	日本学生支援機構が行う国の奨学金（貸与型/無利子、有利子）の申込者で以下を満たす人 ・国の教育ローンを利用できなかった ・世帯の収入が一定水準以下
利息	有利子の利率に0.2%を加えた率（申込時に利率を「固定」か「見直し」を選択）
備考	・入学前の振込ではない ・国の奨学金（貸与型）とセットで利用（単独では利用できない） ・上記の労働金庫の「入学時必要資金融資制度」と併せて使うことで、入学前に資金が得られる
問合せ先	日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/type/nyuzo.html

② 高等教育の無償化 （無償化の対象範囲）

給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちを対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じることとする。対象経費は、他の学生との公平性の観点から踏まえ、社会通念上妥当なものとし、具体的には、日本学生支援機構「平成24年度、26年度、28年度学生生活調査」の経費区分に従い、修学費※1、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立学校生に限る。）※2を計上、娯楽・嗜好費を除く。あわせて、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の受験料を計上する。なお、高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態が他の学校種と乖離しているため、その実態に応じた額を措置する※3。

（注）下線は文部科学省において付記

※1 教科書・参考図書等のために支出した経費。

※2 授業料免除と同様の考え方により、私立大学の授業料以外の学校納付金（同窓会費等の費用を除く。）の平均額の2分の1の額を計上する。

※3 大学生の5割～7割程度の額を措置する。

- この4月で「高等教育の修学支援新制度」が2年目を迎えました。この制度は、家庭の経済事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い高等教育を受けられるよう、真に支援を必要とする者に対し、授業料等の減免と給付型奨学金の支援を行うものです。
- 初年度である令和2年度は、27万人に対し支援を行いました。以下に申し上げる数字については、一定の仮定に基づく推計であり、制度導入の効果については、引き続き、丁寧に分析していく必要がありますが、住民税の非課税世帯の進学率の推計値については、制度導入前の平成30年度は約40%と推計をしていたものが、制度導入後の令和2年度には約48～51%程度となり、約7～11ポイントの上昇が確認ができると推計をしているところでございます。
- また、新制度対象者のアンケートをしてみましたところ、新制度がなければ進学は諦めていた者が34.2%、新制度がなければ今の学校より学費や生活費がかからない学校に進学した者が26.2%との状況であり、新制度が真に支援が必要な子供たちの進学の後押しになった面があるものと考えられます。
- 今月から在学生を対象とした募集を行いますので、新入生も含め、まだ申し込んでいない方におかれましては、積極的に活用いただきたいと思います。また、4月下旬から、来年度進学予定者向けの募集も開始します。進学を考えている高校3年生の方々には、ぜひ申請をいただきたいと思います。
- 文部科学省としては、引き続き、支援を必要とする学生等に情報が行き渡るよう周知・広報に努めるとともに、子供たちが経済的理由により進学・修学を断念することのないよう、制度の実施を確実に進めてまいりたいと思います。

日本語指導が必要な児童生徒の大学等進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等（※2）に進学等した生徒数	進学率
全高校生等	750,315	533,118	71.1%
日本語指導が必要な高校生等（※1）	704	297	42.2%

※1 「日本語指導が必要な高校生等」とは、「日本語で日常会話が十分にできない高校生等」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な高校生等」を指す。また、「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒を指す。

※2 短期大学、専門学校、各種学校を含む。

外国にルーツを持つ生徒の大学入学選抜区分の例（令和3年度入試）

設置主体	大学	学部	学科	選抜区分	募集人員	試験日	出願資格	選抜方法	募集の主旨
1 国立	宇都宮大学	国際学部	国際学科	外国人生徒選抜	若干名	令和3年1月27日 ※平成28年度入試より実施	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍を有せず、大学入学に支障のない在留資格を有するまたは見込みのある者 ・英検準2級以上取得かつスコア1950点以上、GTECスコア960点以上、TOEICスコア500点以上、TOEFL iBTスコア42以上等のいずれかを取得 ・次の①又は②のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ①日本国内の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び令和3年3月に卒業見込みの者 ②文科大臣が日本の高等学校相当として指定している外国人学校を修了した者及び令和3年3月に修了見込みの者 	<ul style="list-style-type: none"> ・小論文及び口頭試問 ・英語（当日筆記試験は実施せず、事前に提出した英語民間試験のスコアを換算使用） ・面接 	従来、外国人生徒の進路保障は、高校進学レベルに留まってきたが、進路保障は国立大学の大きな役割でもあるとの認識の下に当該入試を開始。
2 公立	下関市立大学	経済学部	経済学科	渡日生（外国人生徒）特別選抜	若干名	令和2年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍を有せず、出入国管理及び難民認定法により、大学入学に支障のない在留資格を有する者又は入学に際し当該在留資格を有する見込みの者 ・日本国内の小学校4年以上の学年に編入学した者又は日本での就学歴が9年以内の者で、次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ①日本の高等学校等を卒業（修了）した者又は2021年3月までに卒業（修了）見込みの者 ②文部科学大臣が日本の高等学校相当として指定している外国人学校を修了した者又は修了見込みの者 ・JASSOが実施する日本留学試験（①「総合科目」、「数学」のうち少なくとも1科目、及び②「日本語」）を受験している者 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本留学試験の成績 ・出願書類 ・日本語による小論文試験 ・面接 	外国にルーツを持つ生徒が一般選抜を経て大学に入学するのが難しいといった声があり、令和3年度入学者選抜に実施。L13
3 私立	大阪女学院大学	国際・英語学部	国際・英語学科	外国人生徒特別入学試験	若干名	令和2年10月18日 ※平成28年度入試より実施	<ul style="list-style-type: none"> ・外国にルーツがある方で、原則として小学校4学年以上の学年に編入した方 ・英語の学習に熱意のある方 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考 ・個人面接 	学生相互の学習環境を豊かにするため、国や地域、多様な文化的背景を持ち合わせた方を積極的に受け入れる観点で実施。
4 私立	帝塚山大学	全学部	全学科	外国人生徒試験	若干名	前期： 令和2年11月26日 後期： 令和3年2月16日 ※平成25年度入試より実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「留学」以外の在留資格によって日本に在留する外国人で、日本語理解、表現に関する能力を有すると本学が認め、なおかつ以下いずれかに1つ該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①通常の課程による12年の学校教育を修了した者および2021年3月に修了見込みの者。 ②学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および2021年3月末までにこれに該当する見込みの者 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 ・面接 	もともと、中国残留孤児を救済するためにスタートしたが、近年外国にルーツを持つ子どもが増加しているにも関わらず、大学進学への支援体制が不十分であるため、現在の入試制度を設けることとした。
5 私立	東洋大学	社会学部	国際社会学科	外国にルーツを持つ生徒対象入学試験	若干名	令和2年11月28日 ※令和3年度入試より実施	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍を有する者、もしくは日本国籍を取得して6年以内の者 ・在留期間が通算で9年以上の者（小学校入学前の在留期間を除く） ・日本語能力試験N2以上を取得 ・英検準2級以上合格、TOEICスコア450点以上、GTECスコア820点以上、TEAPスコア186点以上のいずれかを取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考 ・小論文 ・面接 	外国にルーツを持つ子どもの今後の増加が見込まれ、かれらは母国との架け橋となるグローバル人材としての活躍が期待されているところ。しかし大学進学への支援体制が現在不十分といった社会的背景がある。外国にルーツを持つ子どもを募集することで、学びの場で多文化共生を实践、日本人学生へのポジティブな効果を生み出すため実施している。

注：募集要項がネット上に公表されている大学からの聞き取りにより作成

家計年収別、高校卒業後の進路

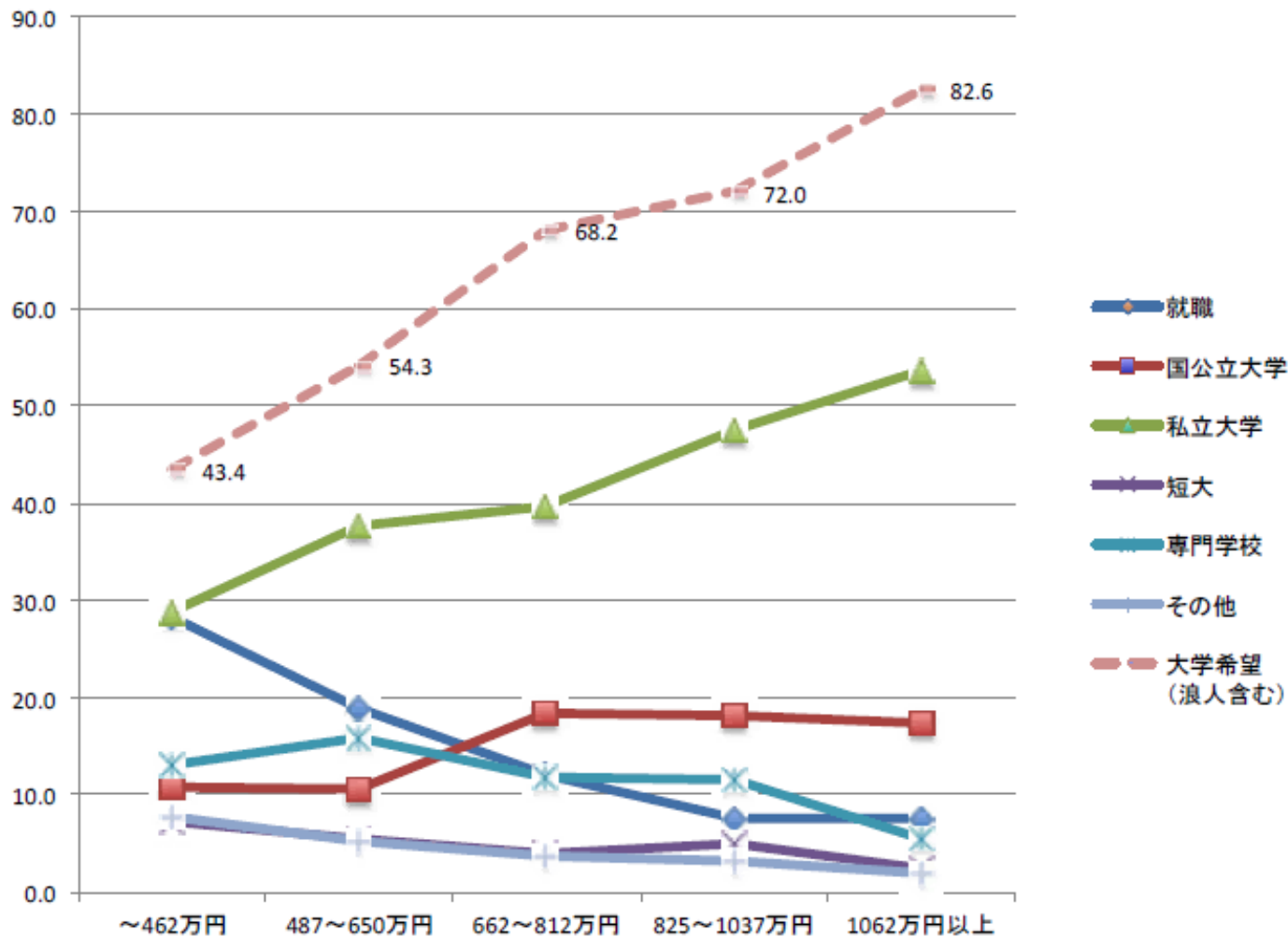


図 2-1-1 家計年収別、高校卒業後の進路 (%)

※2016年3月高校卒業者の保護者に対するアンケート調査の結果に基づく
 ※調査時期：2017年1月上旬
 ※回収ケース数：2,256件
 (有効回答2,145ケース)

濱中 (2017) 57頁

【出典】濱中義隆 (2017) 「大学進学機会の格差と学生等への経済的支援政策の課題」『家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書』(平成28年度文部科学省大学改革推進委託事業), 53-136頁

年収階級別、高等教育への進学率（三大都市圏）

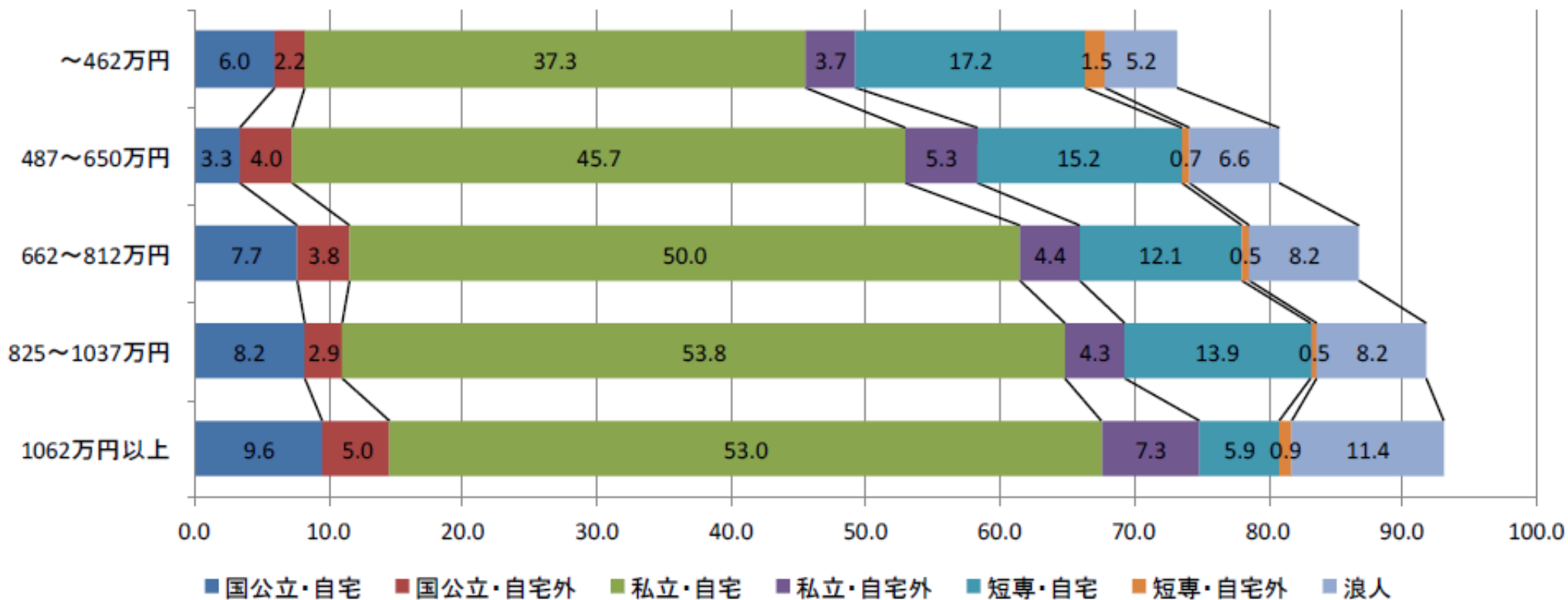


図 2-1-2 年収階級別、高等教育への進学率（三大都市圏、%）

濱中（2017）58頁

※2016年3月高校卒業者の保護者に対するアンケート調査の結果に基づく
 ※調査時期：2017年1月上旬
 ※回収ケース数：2,256件（有効回答2,145ケース）
 ※三大都市圏とは、東京、埼玉、千葉、神奈川、京都、大阪、兵庫、愛知をいう。

【出典】濱中義隆（2017）「大学進学機会の格差と学生等への経済的支援政策の課題」『家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書』（平成28年度文部科学省大学改革推進委託事業）,53-136頁

年収階級別、高等教育への進学率（その他の地域）

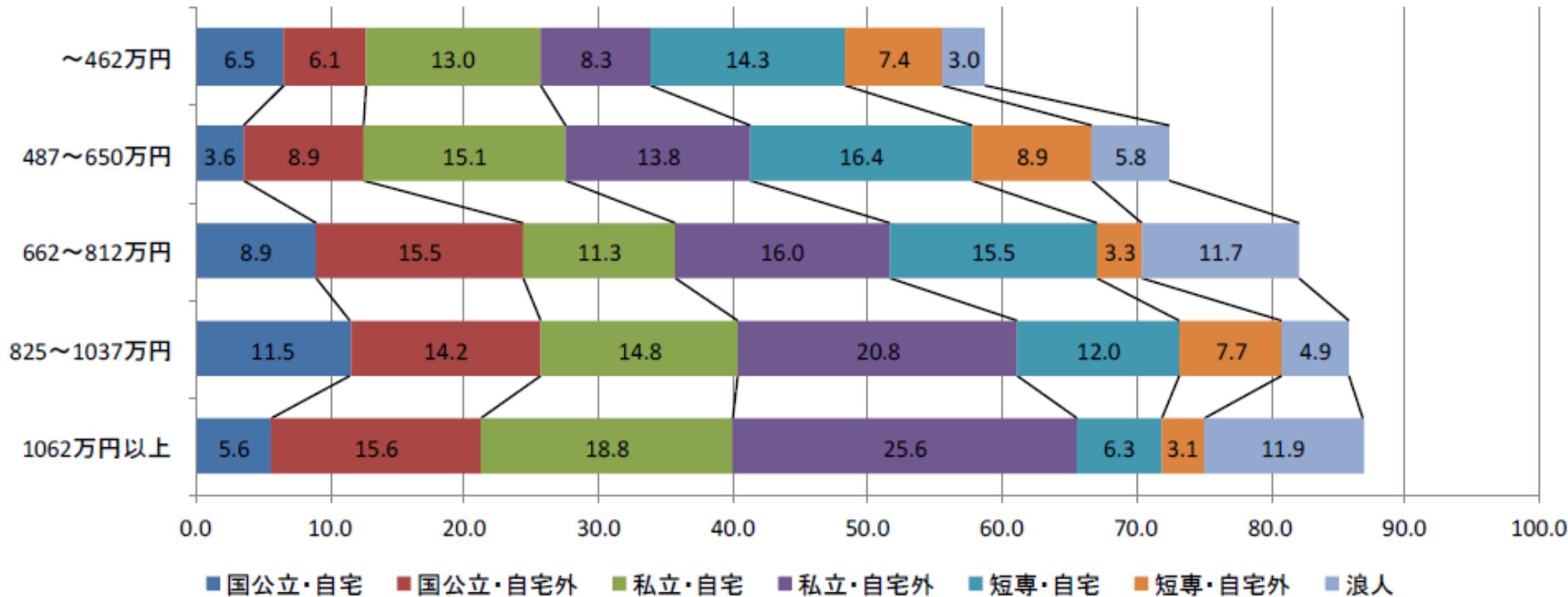


図 2-1-3 年収階級別、高等教育への進学率（その他の地域、%）

濱中（2017）58頁

※2016年3月高校卒業者の保護者に対するアンケート調査の結果に基づく

※調査時期：2017年1月上旬

※回収ケース数：2,256件（有効回答2,145ケース）

※その他の地域とは、三大都市圏（東京、埼玉、千葉、神奈川、京都、大阪、兵庫、愛知）以外の地域をいう。

【出典】濱中義隆（2017）「大学進学機会の格差と学生等への経済的支援政策の課題」『家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書』（平成28年度文部科学省大学改革推進委託事業）,53-136頁

出身地域による学力格差①

表1-5 出身地域別・都市規模別の大卒（4年制以上）割合（%）〈男性〉

年齢	三大 (a)	非三大 (b)	差 (a-b)	大都市 (c)	市部	郡部 (d)	差 (c-d)
20代	58	45	13	63	51	39	23
30代	50	39	11	52	44	31	22
40代	40	32	8	43	39	20	23
50代	51	35	16	53	44	27	26
60代	41	24	16	49	31	17	32
70代	31	20	11	40	26	10	29

表1-6 出身地域別・都市規模別の大卒（短大以上）割合（%）〈女性〉

年齢	三大 (a)	非三大 (b)	差 (a-b)	大都市 (c)	市部	郡部 (d)	差 (c-d)
20代	65	39	26	64	50	36	28
30代	52	44	9	52	49	37	15
40代	45	39	6	50	40	37	13
50代	40	33	8	44	38	24	20
60代	24	17	7	29	20	12	18
70代	13	6	7	18	8	4	14

図1-4 出身地域別の最終学歴〈男性〉

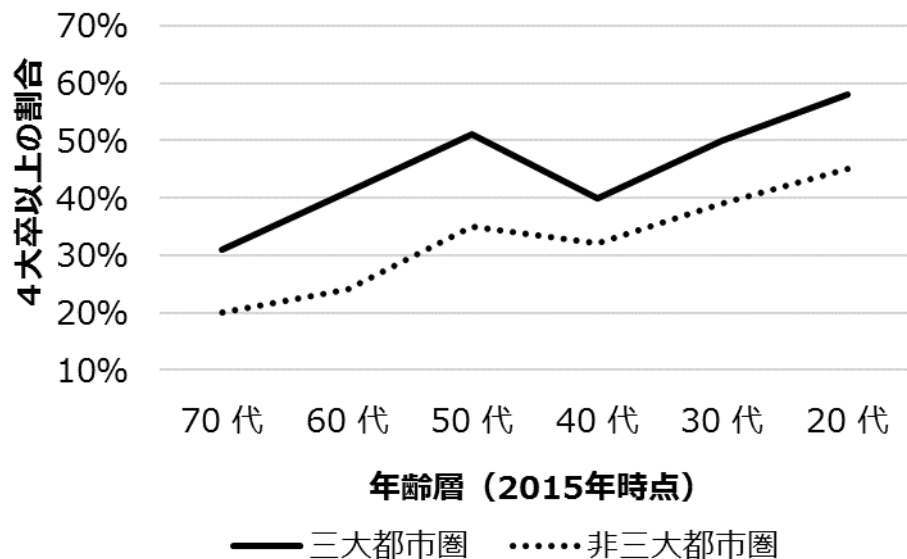
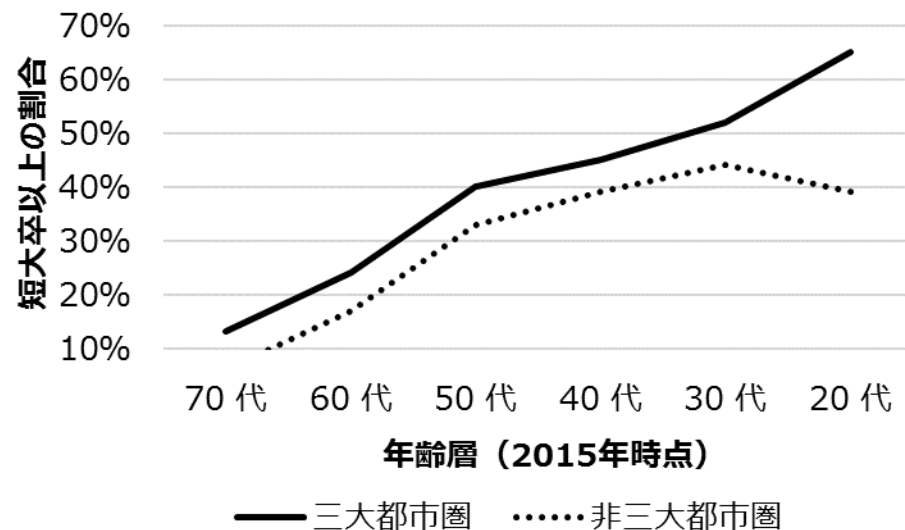


図1-5 出身地域別の最終学歴〈女性〉



出所：表1-5・図1-4ともに2015SSM

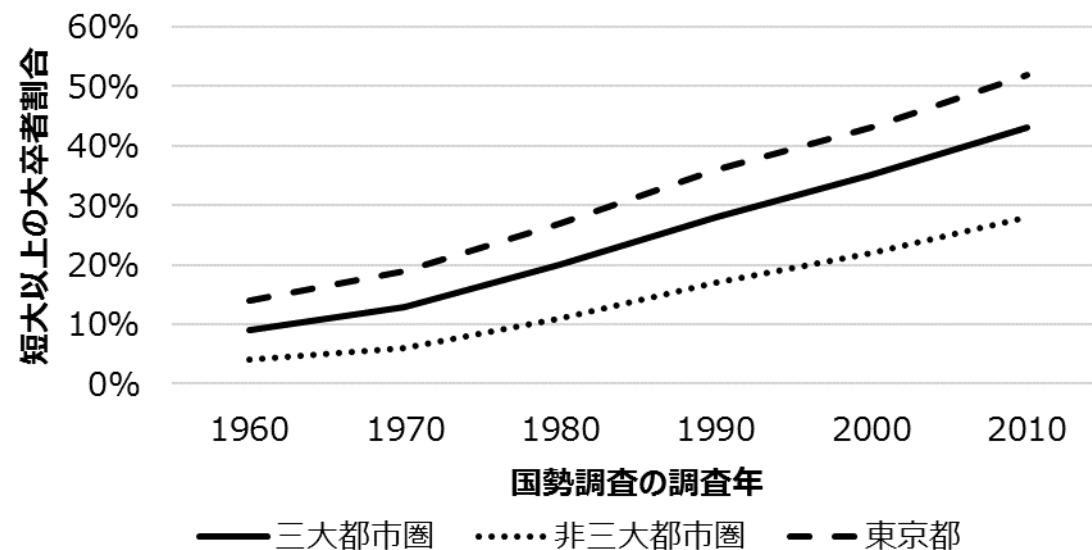
出所：表1-6・図1-5ともに2015SSM

※2015SSMとは『社会階層と社会移動に関する全国調査（SSM）』の2015年データをいう。

表1-7 15歳以上人口における短大以上の大卒者割合（％）の推移

実施年	三大 (a)	非三大 (b)	差 (a-b)	東京都 (c)	差 (c-b)
1960	9%	4%	5%	14%	10%
1970	13%	6%	7%	19%	13%
1980	20%	11%	9%	27%	16%
1990	28%	17%	11%	36%	19%
2000	35%	22%	13%	43%	20%
2010	43%	28%	15%	52%	24%

図1-6 住民の最終学歴の推移



出所：表1-6・図1-6ともに国勢調査

【参考】英国学生の基本的属性の推移（2013年度から2017年度）

表1 英国学生の基本的属性の推移（2013年度から2017年度、%）

		2013/14	2014/15	2015/16	2016/17	2017/18
性別	女性	56.06%	56.19%	56.50%	56.69%	56.92%
	男性	43.93%	43.79%	43.48%	43.26%	43.01%
	その他	0.01%	0.02%	0.02%	0.04%	0.07%
年齢層	20歳以下	38.30%	39.87%	40.71%	40.99%	41.27%
	21～24歳	27.06%	26.69%	27.00%	27.50%	27.96%
	25～29歳	11.57%	11.49%	11.33%	11.15%	11.07%
	30歳以上	23.07%	21.94%	20.95%	20.36%	19.70%
	不明	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%
障がい	認識あり	9.97%	10.57%	11.27%	12.04%	12.92%
	認識なし	90.03%	89.43%	88.73%	87.96%	87.08%
人種 (英国居住)	White	78.32%	77.56%	76.93%	76.03%	75.23%
	Black	6.26%	6.42%	6.63%	6.93%	7.09%
	Asian	9.24%	9.58%	9.96%	10.28%	10.70%
	Mixed	3.16%	3.30%	3.49%	3.66%	3.84%
	その他	1.22%	1.32%	1.39%	1.47%	1.56%
	不明	1.80%	1.82%	1.59%	1.62%	1.58%

出典：HESA 公開データより引用者算出⁽²⁾

(2) HESA のデータについては、以下のウェブサイトから入手し、整理した。

<https://www.hesa.ac.uk/data-and-analysis/students/whos-in-he> (2019年5月30日確認)

沖 (2019) 107頁

表3 英国内下位20%の進学困難地域出身学生が全体に占める割合（2013年度から2017年度、%）

	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17	2017/18
イングランド（POLAR4）	11.31%	11.68%	11.87%	12.03%	12.15%
スコットランド	11.40%	11.81%	12.14%	12.25%	13.03%
ウェールズ	13.13%	14.03%	14.35%	14.71%	15.11%
北アイルランド	12.70%	12.96%	13.11%	13.23%	13.24%

出典：HESA 公表データより引用者算出⁽²⁾

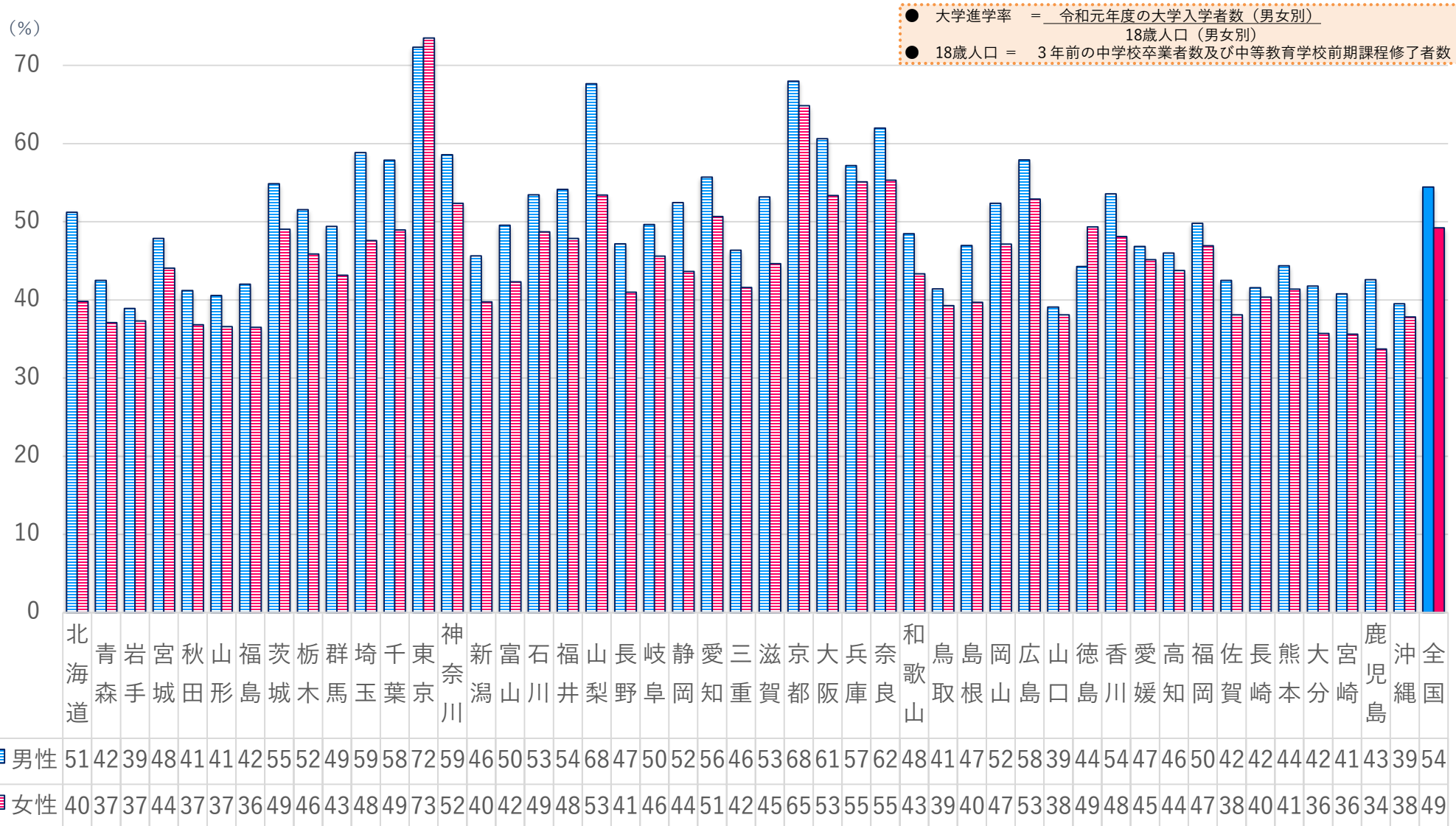
(2) HESA のデータについては、以下のウェブサイトから入手し、整理した。
<https://www.hesa.ac.uk/data-and-analysis/students/whos-in-he>（2019年5月30日確認）

沖（2019）109頁

3. 地域別・男女別大学進学率

都道府県別大学進学率（男女別）

大学進学率を男女別にみると、東京都と徳島県を除く45道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は①山梨県（14.3ポイント）、②北海道（11.3ポイント）、③埼玉県（11.4ポイント）、④千葉県（8.9ポイント）の順に高い。

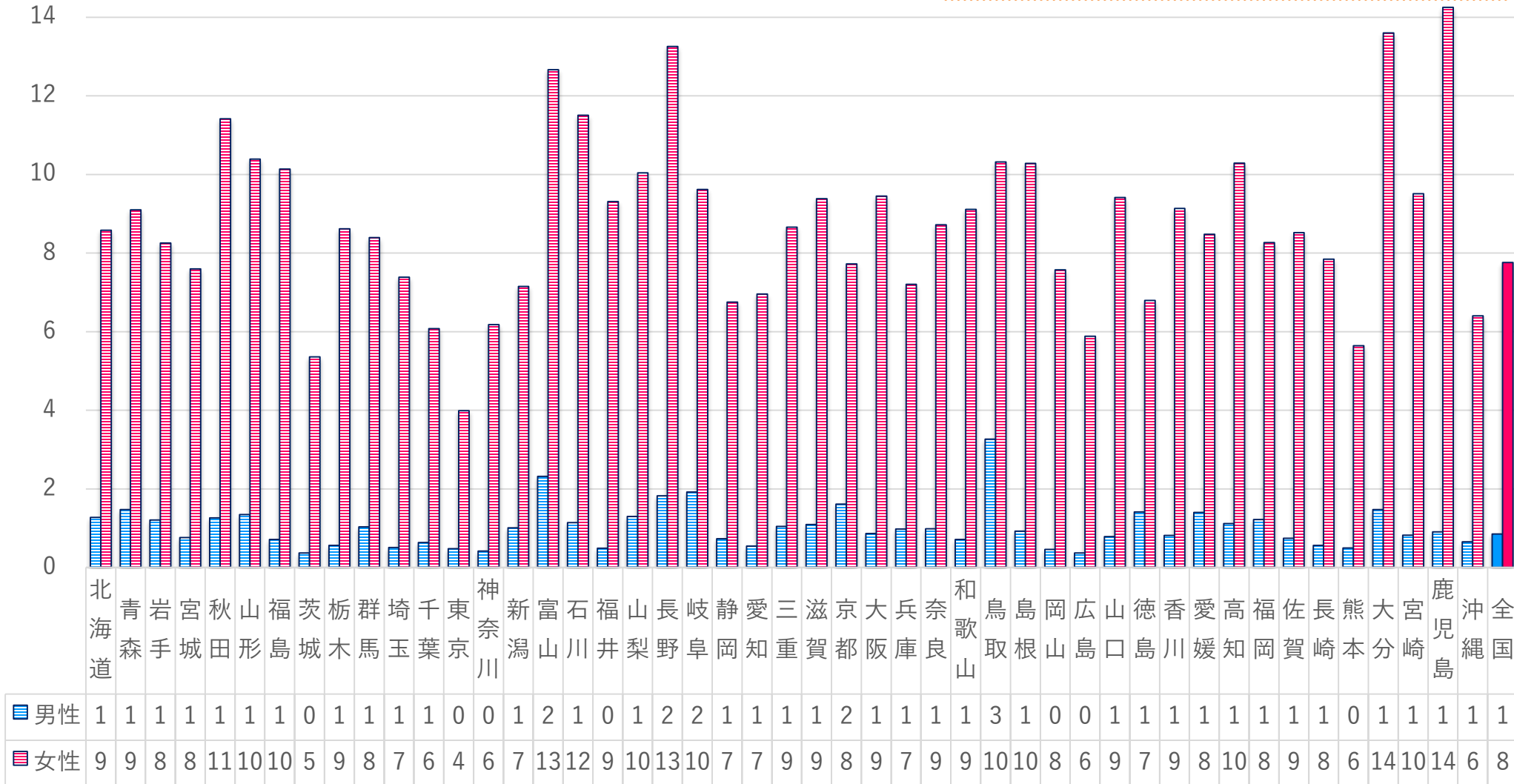


都道府県別短期大学進学率（男女別）

短期大学進学率を男女別にみると、全都道府県で女性が男性を上回っており、全国的には女性が7.8%、男性が0.8%となっている。女性の短期大学進学率は、①鹿児島県（14.3%）、②大分県（13.6%）、③長野県（13.3%）の順に高くなっている。

(%)

● 大学進学率 = $\frac{\text{令和元年度の短期大学入学者数（男女別）}}{\text{18歳人口（男女別）}}$
 ● 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数

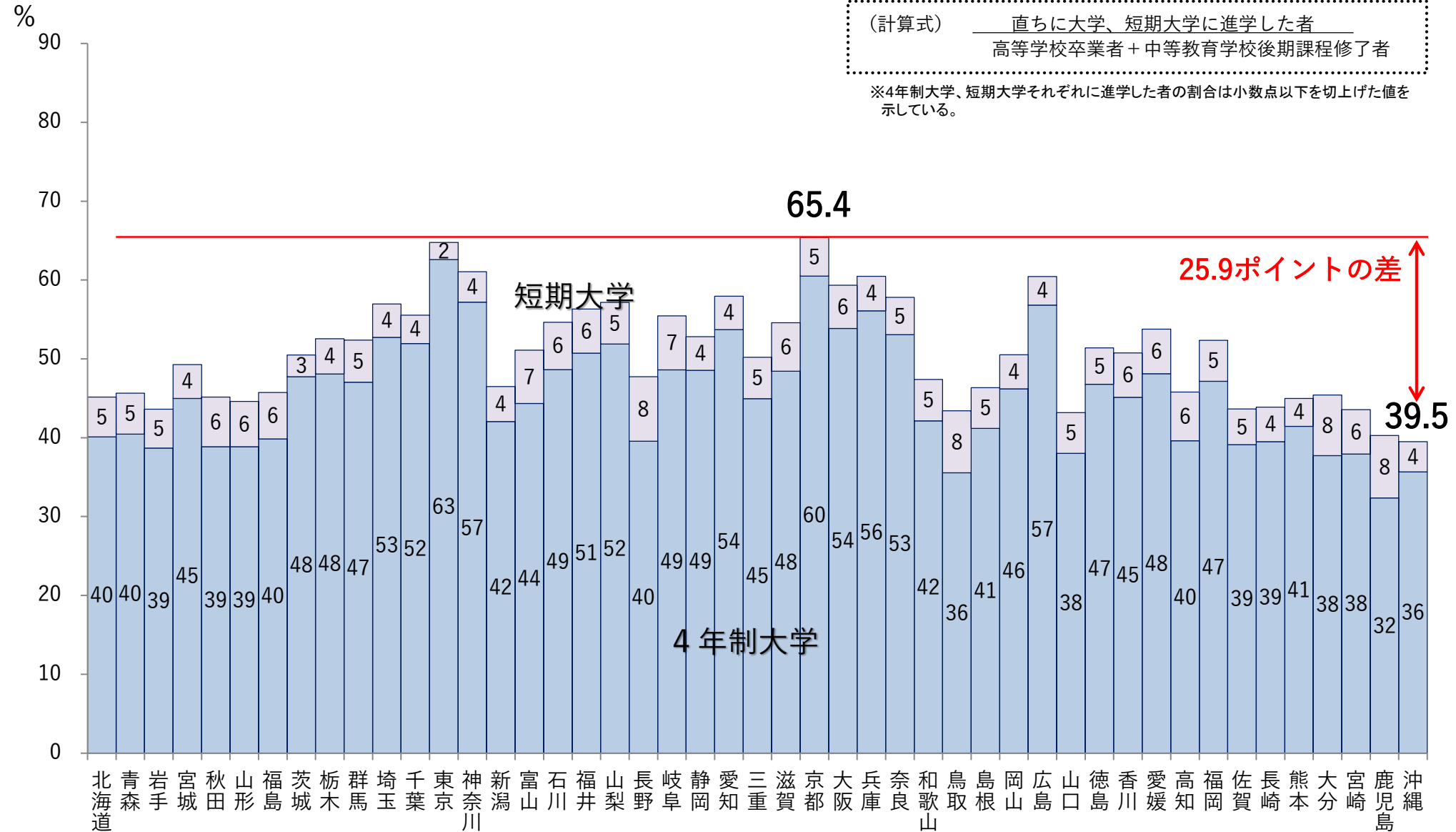


高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率（都道府県別）

平成30年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率は、京都（65.4%）が最も高く、沖縄（39.5%）が最も低い。

(計算式)
$$\frac{\text{直ちに大学、短期大学に進学した者}}{\text{高等学校卒業者} + \text{中等教育学校後期課程修了者}}$$

※4年制大学、短期大学それぞれに進学した者の割合は小数点以下を切上げた値を示している。



25.9ポイントの差

18歳人口と大学進学率等の推移（男女別）

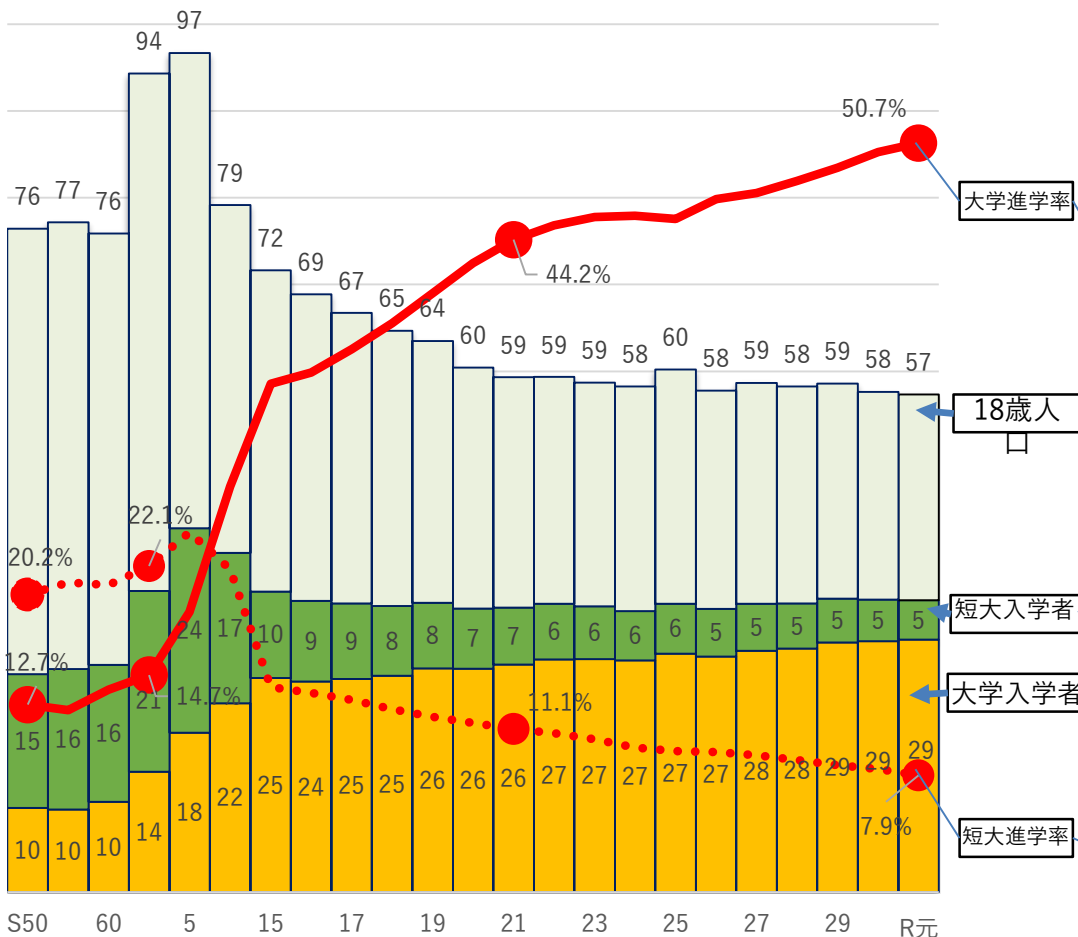
- 昭和50年（1975年）と比べて、女性の大学入学者数は約19万人増加、進学率も約38ポイント増加。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

H21→R1

大学進学率：約**6.5**ポイント増
 大学入学者数：約**3**万人増

女性

(万人)

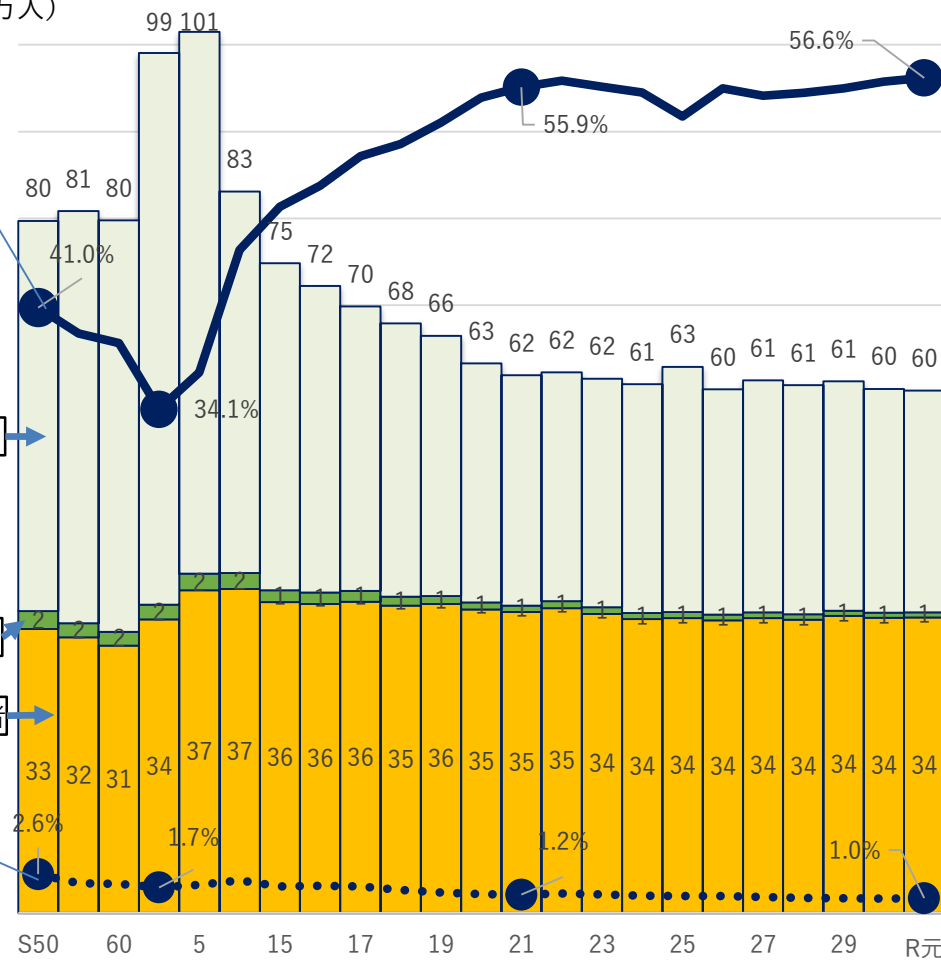


H21→R1

大学進学率：約**0.7**ポイント増
 大学入学者数：ほぼ横ばい

男性

(万人)



女子枠が設置されている大学入学選抜区分の例（令和3年度入試）

設置主体	大学	学部	学科	選抜区分	募集人員	試験日	出願資格	選抜方法	募集の主旨
1 国立	名古屋工業大学	工学部第一部	高度工学教育課程 電気・機械工学科	学校推薦型選抜	15名	令和2年11月25日 ※平成6年度入試より実施	次に該当し、出身学校長が責任を持って推薦できる女子 ・高等学校又は中等教育学校を、卒業した者又は2021年3月卒業見込みの者のうち、電気電子工学又は機械工学の分野に強い関心と意欲を持つもので、高等学校における数学(数Ⅰ、数Ⅱ、数A、数B)及び理科(物理基礎、物理)のそれぞれの評定平均値が3.5以上に属する者。但し、数Ⅲは、履修又は履修見込みであること。	・書類選考 ・筆記試験(数学・物理・物理基礎) ・面接	男性技術者に偏りがちであった電気・機械工学の分野への女性の進出に対する期待の高まり等の社会的要請にこたえられる女性研究者や技術者の育成を目的として実施。
2 公立	兵庫県立大学	工学部	・電気電子情報工学科 ・機械・材料工学科 ・応用化学工学科	学校推薦型選抜・女子学生特別区分	各学科5名	令和2年11月26日 ※平成27年度入試より実施	次の①、②いずれかに該当し、出身学校長が責任を持って推薦できる女子 ①高等学校又は中等教育学校の後期課程を2021年3月卒業見込みの者 ②大学入学資格が付与されている専修学校高等課程を2021年3月に修了見込みの者 ・合格した場合、入学することが確約できる者	・書類審査 ・適性検査(数学・物理・化学の基礎的素養) ・小論文 ・面接	工業の分野に興味を持ち意欲的に取り組もうとする女子学生を積極的に受け入れ、優秀な女性の技術者・研究者を多く養成・輩出する。
3 私立	愛知工業大学	経営学部	経営学科	学校推薦型選抜・女子学生推薦入試	5名	令和2年11月29日 ※昭和64年度入試より実施	・高等学校又は中等教育学校を2021年3月に卒業見込みで出身学校長の推薦がある女子 ・出身学校における教科・科目全体の評定平均値が3.0以上である者	・書類審査 ・小論文 ・面接(口頭試問を含む)	女子学生の進路・進学先として工業大学も目を向けて欲しいという観点での学生確保のため実施。
4 私立	芝浦工業大学	工学部	機械工学科、機械機能工学科、電気工学科、電子工学科	公募制推薦入学者選抜(女子)	15名	令和2年10月24日 ※平成30年度入試より実施	次の(1)、(2)のいずれかに該当する者 (1)高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、または2021年3月卒業見込みの者。 (2)学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、または2021年3月までにこれに該当する見込みがある者 次の①～④のすべてに該当し、現在在籍している高等学校長が責任を持って推薦できることとする。 ①機械工学または電気電子工学の分野に強い関心と意欲を持つ者。 ②数学(数Ⅰ、数Ⅱ、数A、数B)及び理科(物理基礎、物理)それぞれの評定平均値が3.5以上、かつ数学Ⅲを履修または履修見込みの者。 ③英語資格・検定試験のいずれかのスコアが基準値以上の者 ・TOEFL iBT:38、TOEFL PBT:425、TOEIC:575、ケンブリッジ英語検定:130、GTEC:850、TEAP:186、IELTS:3.5、英検:1728 ④合格した場合には入学が確約できる者	・書類審査 ・筆記試験(数学・物理) ・面接	近年特に最先端技術開発や製品開発等様々な場面において女性の活躍出来る機会が拡がっており、このような社会的ニーズに応えるため実施。
5 私立	大同大学	工学部 情報学部	全学科	女子特別総合型選抜入学試験	14名	令和2年11月22日 ※平成5年度入試より実施	・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)を2021年3月に卒業する見込みの女子、または2020年3月に卒業した女子。 ・評定平均値(調査書)が3.0以上である者。	・書類審査(活動報告書、志望理由書、調査書) ・小論文 ・面接	理系大学だと学生が男性に偏ることもあり、多様な学生確保のおよび女性技術者の育成という観点で当初は推薦選抜として実施。より人物を重視したいという観点で令和3年度入試より総合型選抜に変更。

注:募集要項がネット上に公表されている大学からの聞き取りにより作成